

届出駐車場チェックシート（路外駐車場の構造及び設備の基準）

【「駐車場法」に係るもの】

自動車出入口 (施行令第7条)	<p>道路交通法第44条関係</p> <p>交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネルに設けていないか？ 交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内に設けていないか？ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後5m以内に設けていないか？ 安全地帯の範囲から10m以内に設けていないか？ バス停留所、路面電車などの標示柱、標示板から10m以内に設けていないか？ 踏切の側端から前後に10m以内に設けていないか？ 上記項目のうち、交差点の側端又はそこから5m以内の道路の部分 トンネル部分 について国土交通大臣が当該出入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては適用しない。(近畿地方整備局と協議必要)</p> <p>横断歩道(地下横断歩道を含む)の昇降口から5m以内に設けていないか？ 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内に設けていないか？ 橋に設けていないか？ 幅員が6m未満の道路に設けていないか？()m 縦断勾配が10%を超える道路から設けていないか？ 駐車場の前面道路が2以上ある場合、交通に支障を及ぼす影響が小さいほうに設けているか？ 駐車用の供する部分が6,000㎡以上ある場合は、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を10m以上離れているか？ (中央分離帯等によって物理的に、当該出入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない) 出入口において自動車の回転が容易にできるのか？容易でない場合、1.5m以上の隅切りを設置しているか？ 見通しについて、出口から2m(自動二輪車の場合は1.3m)後退し、車路の中心線上1.4mの視点から、左右60度以上の範囲内において歩行者等を確認できているか？</p>
車路 (施行令第8条)	<p>5.5m以上(自動二輪車の場合は3.5m以上)あるか？一方通行の場合、3.5m以上(自動二輪車の場合は2.25m以上)あるか？ (駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ歩行者の通行できない箇所にあつては、2.75m以上(自動二輪車の場合は1.75m以上))</p> <p>建築物である駐車場の場合</p> <p>はり下の高さは、2.3m以上あるか？ 屈曲部(ターンテーブルが設けられている場合は除く)において、自動車が5m以上(自動二輪車の場合3m以上)の内のり半径で回転できるか？ 傾斜部の縦断勾配は、17%以下であるか？ 傾斜部の路面は、すべりにくい仕上げになっているか？</p>
車室 (施行令第9条)	<p>建築物の駐車場の場合、車室部分のはり下の高さが2.1m以上あるか？</p>
避難階段 (施行令第10条)	<p>建築物の駐車場で、直接地上へ通じない階がある場合は、避難階段又はこれに代わる設備を設けているか？</p>
防火区画 (施行令第11条)	<p>建築物の駐車場で、給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合において、耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画されているか？</p>
換気装置 (施行令第12条)	<p>建築物の駐車場で、内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けているか？ 又は、窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上確保されているか？</p>
照明装置 (施行令第13条)	<p>建築物の駐車場の場合</p> <p>車路の路面について10ルクス以上あるか？ 車室の床面について2ルクス以上あるか？</p>
警報装置 (施行令第14条)	<p>建築物の駐車場で、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けているか？</p>
特殊装置 (施行令第15条)	<p>大臣認定があるか？ 前面空地が設けられているか？(特殊装置と道路との間に、特殊装置に駐車することのできる最も大きい自動車2台以上が有効かつ安全に停留することのできる空地又はターンテーブル)</p>